

# 地域密着型介護老人福祉施設 運営規程

## 第1章 総 則

(事業目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江寿会が設立経営する地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護事業所サンホーム江上(以下「施設」という)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図り適切な地域密着型介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービスに基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供給、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って施設サービスを提供するように努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 地域密着型介護老人福祉施設サンホーム江上
- 二 所在地 長崎県佐世保市江上町 4847番6

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の種類、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に運営規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

② 事務職員 2名以上

当該サービス内容及び費用・請求についての同意を得、必要な事務を行うとともに庶務、会計の業務に従事する。

③ 生活相談員 1名

地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう入居者又はその家族に対し、常に入居者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、入退居の手続き及び関係官庁との連絡調整の業務を行う。

④ 介護職員 10名(Aユニット5名 Bユニット5名)以上

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- ⑤ 看護職員 1名  
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。
  - ⑥ 管理栄養士 1名  
食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行い、入居者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮する。
  - ⑦ 機能訓練指導員 1名  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行い、嘱託医師との連携を保つ。
  - ⑧ 介護支援専門員 1名  
入居者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、地域密着型施設サービス計画を作成し、そのサービスが確実に提供されるよう、各職員との連絡調整を行う。
  - ⑨ 嘱託医師 1名  
医師は、入居者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。急変等生じた場合は、協力病院等への連絡調整を行う。
  - ⑩ その他職員 臨時職員(必要に応じ)  
各職種の補佐的役割として、施設サービスの提供に当たる。
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員をおくことができる。

### 第3章 入居定員

(入居定員)

第5条 地域密着型介護老人福祉施設 15名 (Aユニット9名 Bユニット6名)

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

### 第4章 入居者に対するサービスの内容及びその他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(入退居)

第8条 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入居者の入居申し込みの際に、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。検討に当たっては、職員間(管理者、嘱託医、相談員、介護職員、看護職

員、介護支援専門員等)で協議する。

- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健、医療、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第9条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも入居者が受けている要介護認定期間の満了日の30日前には行われるよう援助を行う。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、計画担当介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画(以下「施設サービス計画」という)の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する計画担当介護支援専門員は、適切な方法により、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者の家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービス計画を作成する。施設サービス計画は、他の職員と協議の上作成し、施設サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画について入居者又はその家族に説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的に行い施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(施設サービスの取り扱い方針)

第11条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて適切な処遇を行う。

- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、重要事項をわかりやすく説明を行うものとする。
- 4 施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介 護)

第12条 1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭する。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 3 オムツを使用せざるを得ない入所者について、オムツを適切に交換する。

- 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 5 入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

#### (食事の提供)

第13条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。  
また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。

2 食事の時間はおおむね次の時間とする。

- ① 朝食 8:00 ～
- ② 昼食 12:00 ～
- ③ 夕食 17:30 ～

#### (相談及び援助)

第14条 入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言をその他の援助を行う。

#### (社会生活上の便宜の提供等)

第15条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、便宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。

#### (機能訓練)

第16条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を維持し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

#### (健康管理)

第17条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

#### (入居者の入院期間中の取り扱い)

第18条 入居者が医療機関に入院する必要がある時、医師の指示の下、本人及び家族の希望等を勘案して再び施設に円滑に入居できるようにする。ただし長期的な入院が必要と診断された場合は、一旦退居扱いとさせていただく場合がある。その後は医療機関、家族と協議し必要な措置をとる。

#### (利用料等の受領)

第19条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとする。当該サービスが法定代理受領サービスである場合、個人負担は負担割合証の割合とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働省が定める基準による費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。

- ① 食事の提供に要する費用 一日 1 段階 300 円 2 段階 390 円 3 段階①650 円  
3 段階②1,360 円 4 段階 1,445 円
- ② 居住に要する費用 一日 1、2 段階 820 円 3 段階 1,310 円 4 段階 2,300 円
- ③ 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。(実費負担)
- ④ 理美容代 実費
- ⑤ 電気製品持込料 詳細は、別表を参照
- ⑥ 預かり金管理費 詳細は、別表を参照
- ⑦ その他、介護サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。(実費負担)

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

## 第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第21条 入居者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員、機能訓練指導員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第22条 入居者が外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第23条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断などは、特別な理由がない限り受診する。

(禁止行為)

第24条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 非常災害に対して、あらゆる状況を想定し適切な措置を講ずる。また防火管理者は、日常的に具体的な避難、経路、協力機関等との連携体制を構築する。

2 消防計画を作成し火災発生防止に努める。万が一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるよう万全の対策を講じる。

3 防火管理責任者は、従業員に対して必要な教育、訓練、シミュレーション等を実施する。

4 非常災害用の設備点検は契約保守事業者へ依頼し、必要に応じて交換、修理を行う。

## 第7章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第26条 施設は、サービス提供中に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、あらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第27条 入居者に対する施設サービスの提供時に、事故が発生した場合は、速やかに管理者へ連絡する。管理者は事故の内容を把握し、ご家族、保険者、警察等へ連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとする。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第28条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査意見が記載されているときは、当該認定査定意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

(入退居の記録の記載)

第29条 入居に際しては、入居年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては、退居の年月日を被保険者証に記載するものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

第30条 入居者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

① 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。

② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第31条 入居者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。勤務体制は別紙のとおりとする。(4週間毎の勤務割り表を作成する)

- 2 施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年12回以上実施し、フォローアップ研修も行う。

(衛生管理)

第32条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に医療品、医療器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。
- 3 入居者は、清潔、整理整頓、衛生保持のため、施設に協力する。

(協力病院)

第33条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。(また、協力歯科医療機関を定める) 入居者及びその家族の希望する病院があればそれを変更することができる。

(掲 示)

第34条 施設内の見易い場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(個人情報保護)

第35条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。退職後も同様である。

- 2 従業者が、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 第三者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(身体拘束について)

第36条 事業者は当該入居者又はその他の入居者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、期間を記載した同意書を家族へ説明し同意を得る。その後、経過観察記録、再検討等を行い適正に取り扱うものとする。
- 3 事業所は、従業員に対して身体拘束適正化の知識、技術習得のため定期的に勉強会を実施する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 入居者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供する施設サービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第39条 施設は、その運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等地域との交流に努める。

(虐待防止に関する事項)

第40条 入居者の人権擁護、虐待防止等を適正に取り扱うため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業員に対する虐待防止法のための研修実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業所は、サービス提供中に当該従業者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

## 第8章 (会計の区分及び記録の整備)

(会計の区分)

第41条 施設は、サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第42条 従業者は、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成29年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。